

令和2年5月29日

保護者様

文京区立林町小学校

校長 松本 竜太郎

登校再開に向けてのお願い

保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の教育活動にご協力いただき、また、新型コロナウイルス感染拡大防止にご協力くださりましてありがとうございます。

さて、緊急事態宣言延長の解除にともない、学校再開について、文京区教育委員会より、5月25日に配信されました、「今後の教育活動について」及び4月9日に区内小・中学校に対して示された「文京区版 小・中学校感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）」をもとに、下記のとおり予防対策及び教育活動上の対応を実施してまいります。保護者の皆様には、ご理解をいただき、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

1 感染症予防策の徹底

- (1) 手洗い（登校時や給食前、体育の授業後、外遊びの後、トイレ使用後など）、咳エチケット（ティッシュ、ハンカチ、袖や上着の内側等で口・鼻を覆う、できる限りマスクの着用など）を励行するように指導します。
- (2) 毎朝、自宅で検温するよう指示するとともに、発熱等の風邪の症状がみられるときは、無理をせずに自宅で休養するよう指導します。その場合は、出席停止になります。児童には健康観察表を配付しますので、毎日記入し、提出するようご協力をお願いいたします。健康観察表や検温を忘れた児童には、教室へ移動する前に検温をします。（区よりサーモグラフィーも支給予定。運用については、今後検討します。）
- (3) 登校前の健康状態を確認できなかった児童については、保健室以外の場所で検温及び風邪症状の確認をします。
- (4) 教室等のこまめな換気をするため、衣服による温度調節を行うように指導します。
- (5) 授業中、児童が体調不良を訴えた場合は、速やかに別室等に移動させるとともに、保護者に連絡した上で下校させますので、速やかにお迎えをお願いいたします。
- (6) 毎日、職員が、児童がよく触る場所の消毒をします。（教室内、ドア付近、スイッチ、蛇口、手すり、トイレ等）
- (7) 児童が近付きすぎないように、教室前や水飲み場等に足型のマークや停止線、矢印の線を貼ります。

2 教育活動上の対応

- (1) 学校全体への感染症の拡大を防止するため、学年を越えた活動は最小限にとどめます。全校朝会や各種集会は、放送設備等を活用し、各教室で実施します。ただし、十分な換気及び児童の間隔の確保が可能な場合は、教室以外の場所で実施することもあります。
- (2) 近距離での会話や発声等をできるだけ避けるため、グループや少人数による話し合い・学び合いなどの活動は必要最低限にとどめます。やむを得ず、児童の会話や発声などが必要な場合は、十分な換気及び児童間の間隔を確保した上で、マスク又は代用品（ハンカチ、手拭いなど）を使用することを指導します。
- (3) 感染症対策を講じても、なお感染の可能性が高い一部の実技指導（体育・音楽・家庭科）等については、年間指導計画を見直し、指導の順序を変更する等の工夫を行います。
- (4) 給食開始後、配食を行う児童は、体調不良の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手洗いを十分にしたか等、給食当番活動が可能であるかを確認し、適切でないと認められる場合は給食当番を交代するなどの対応を行います。また、配膳の際は、児童が間隔を空けて並ぶなどの工夫をします。児童が対面して喫食する形態を避け、会話を控えさせます。
- (5) 下校の際は、速やかに自宅等に帰るように指導します。また、スクールガードの皆様や地域での見守り等、ご協力いただけると助かります。
- (6) 委員会活動（5，6年）及びクラブ活動（4，5，6年）は、活動内容を精選し、短時間又は少ない回数で行います。
- (7) 学校行事等の中止・延期は、現在のところ次のとおりです。
 - ・ハヶ岳移動教室（5年・ひまわり学級）魚沼（6年）については、文京区教育委員会が延期を検討中です。
 - ・音楽鑑賞教室（5年）は、中止します。
 - ・各種健康診断は、2学期以降から可能な限り、速やかに実施します。
 - ・児童が一堂に集まって行う避難訓練は、当面延期します。避難経路等は、各学級で指導します。
 - ・運動会については、2学期以降に延期します。（10/10で調整中）その場合も、体育学習の見学等、従来 of 形を変更して実施する場合があります。
 - ・110周年関連の行事につきましては、今後、区やPTA実行委員会の方々、関係諸機関とも検討をしていきます。
 - ・その他の学校行事（社会科見学・遠足・校外での学習）につきましても、今後の状況を見ながら、中止、延期等の判断をし、学校・学年だより、フェアキャストやHPでご連絡いたします。
 - ・保護者会、個人面談につきましては、現段階では、2学期以降実施予定です。

3 児童の登校の判断

「文京区版 小・中学校感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）」より

- (1) 新型コロナウイルス感染症の流行に対して、その予防上、保護者が児童を出席させなかった場合の出欠の扱いについては、出席しなくてもよいと認める日（出席停止・忌引等の日数）として扱います。
- (2) 国や地域を問わず、海外から帰国した児童については、帰国後2週間は本人又は保護者との連絡を密にし、外出を控え、自宅に滞在するよう要請します。

4 感染者が出た場合

(1) 児童の場合

- ア 児童が感染した場合には、速やかに学校にお知らせください。
- イ 当該児童について、治癒するまでの間を出席停止とします。
- ウ 文京区教育委員会は、学校保健安全法第20条に基づき、原則として、学校全体について14日間を目安に臨時休業を行います。ただし、衛生主管部局と相談の上、総合的に考慮し、臨時休業の実施の有無や規模及び期間について、別途判断する場合があります。

(2) 教職員の場合

- ア 当該教職員については、治癒するまでの間、休ませます。
- イ 4(1)ウと同様。

5 学校が濃厚接触者を把握した場合（同居家族が感染した場合など）

(1) 児童の場合

- ア 児童の同居の家族の中に感染した者がいるなど、当該児童が濃厚接触者である旨を把握した場合には、速やかに学校にお知らせください。
- イ 校長は、保護者や児童から濃厚接触者である旨の情報を得た場合は、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、当該児童に対して出席停止の措置をします。
- ウ 文京区教育委員会は、校長からの報告を受けた際、原則として臨時休業は実施しないが、必要に応じて、保健所の助言等を参考に、実施を検討する場合があります。

(2) 教職員の場合

- ア 校長は、当該教職員が濃厚接触者である旨を把握した場合には、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、当該教職員を休ませます。
- イ 5(1)ウと同様。

6 区内感染者の発生状況を踏まえた措置

特定の地域におけるクラスターの発生状況や都内の患者の発生状況等によっては、一部又は全ての学校において休業措置を行う場合があります。